
本 別 町 農 業 委 員 会
第 7 回 総 会 議 事 録

自 令和5年12月26日
至 令和5年12月26日

本 別 町 農 業 委 員 会

第7回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年12月26日（火曜日）							
開催場所	本別町役場 3階会議室							
開会及び 閉会日時	開会	令和5年12月26日 午後 3時00分						
	閉会	令和5年12月26日 午後 3時38分						
出席委員 (15名)	議席	委員名	出	欠	議席	委員名	出	欠
	1番	中野康夫	○		9番	井出和実	○	
	2番	土藏真哉	○		10番	高橋秀和	○	
	3番	牧田安史	○		11番	河野一紀	○	
	4番	高 一郎	○		12番	久常章司	○	
	5番	佐藤光輝	○		13番	齊藤一成	○	
	6番	牛渡広和	○		14番	門前清隆	○	
	7番	前佛由美子	○		15番	川初光章	○	
	8番	福田博明	○					
職務のため出席 した者の職名	事務局長 舛 館 憲 事務局次長 原 英 樹 副主査 太 田 弦							
議 長	会 長 牧 田 安 史							
議事録署名委員	14番 門前 清隆 委員 15番 川初 光章 委員							

第7回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

- 日程1 議事録署名委員の指名 14番 門前清隆委員 15番 川初光章委員
- 日程2 報告第1号 農地一時転用に係る進捗状況報告について
- 日程3 報告第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
- 日程4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程5 議案第2号 現況証明願について
- 日程6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 日程8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について
- 日程9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
- 日程10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 日程11 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について

閉会宣言

第7回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後3時00分)
牧田議長	本総会の開催にあたり、委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、第7回本別町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は15名です。よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
牧田議長	議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、会議規則第14条により14番門前清隆委員、15番川初光章委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
日程2	報告第1号 農地一時転用に係る進捗状況報告について
牧田議長	報告第1号「農地一時転用に係る進捗状況報告について」を議題とします。事務局より報告内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	報告第1号、農地一時転用に係る進捗状況について。次のとおり、農地法第4条の規定による農地一時転用事業に係る進捗状況について報告する。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。(報告第1号、番号1番について朗読・説明)
牧田議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
福田委員長	報告第1号1番について報告いたします。令和5年12月6日に私、福田と、中野委員、土藏委員、久常委員の4名で調査をしてまいりました。令和5年3月16日付本農委第4-2号指令で許可した本件について、現地は計画どおり工事が完了されていることを確認いたしましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですので、報告第1号1番はこれで報告済みとします

日程3

報告第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

牧田議長

報告第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について」を議題とします。事務局より報告内容の説明を求めます。

事務局(原次長)

報告第2号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について。農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。(報告第2号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長

次に、調整委員長から調整結果について報告願います。

齊藤委員長

報告第2号1番の利用調整結果について報告いたします。現地調査、調整委員会をともに令和5年10月24日に開催し、当日の調整委員は私、齊藤と、井出委員、門前委員、地区の高橋委員にアドバイスをお願いして行いました。記載の出し手が売買を希望している農地について調整を行った結果、A1団地、A2団地並びにB団地は記載の金額で受け手と調整を行ったところ、受け手の合意が得られず不成立となりましたので、町長に農業公社への買入要請をします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調整委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですので、報告第2号1番はこれで報告済みとします。

日程4

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

牧田議長

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。1番から5番について、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので、承認

の可否について議決を求める。令和5年12月26日。本別町農業委員会
会長。議案にかかっているものについて、解約の通知から、土地の引渡
日まで、6か月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われま
す。(議案第1号、番号1番から5番について朗読・説明)

牧田議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行
います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 　　質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番から5番は提案
のとおり承認することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 　　異議なしと認めます。したがって、議案第1号1番から5番は提案のと
おり承認されました。

日程5

議案第2号 現況証明願について

牧田議長 　　議案第2号「現況証明願について」を議題とします。事務局より提案内
容の説明を求めます。

事務局(太田副主査) 　　議案第2号、現況証明願について、次のとおり、現況証明願があつたの
で、審議の上、証明書を発給するものとする。令和5年12月26日 本別
町農業委員会会長。(議案第2号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長 　　次に調査委員長から調査結果について報告を願います。

福田委員長 　　議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員は、報告
第1号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況
は相当以前から宅地であると見られることから、現況証明の発行は止むを
得ないものと確認しましたので報告いたします。

牧田議長 　　ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案
に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 　　質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり

証明書を発給することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。

日程6

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

牧田議長

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。初めに1番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので許可の可否について議決を求める。令和5年12月26日 本別町農業委員会会長。農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので、説明を省略させていただきます。(議案第3号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長

次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

福田委員長

議案第3号1番について報告いたします。令和5年12月6日に私、福田と、土蔵委員、久常委員の3名で調査をしてまいりました。本申請は農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号1番は提案のとおり決

定されました。続いて2番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

(議案第3号、番号2番について朗読・説明)

牧田議長

次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

福田委員長

議案第3号2番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請は農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第3号2番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号2番は提案のとおり決定されました。続いて3番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

(議案第3号、番号3番について朗読・説明)

牧田議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第3号3番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号3番は提案のとおり決定されました。

日程7

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

牧田議長

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。1番と2番について、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(原次長)

議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。(議案第4号、番号1番と2番について朗読・説明)

牧田議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第4号1番と2番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号1番と2番は提案のとおり決定されました。

日程8

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について

牧田議長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(原次長)

議案第5号農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請をすることについて審議されたい。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。(議案第5号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この提案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですのでお諮りします。議案第5号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　異議なしと認めます。したがって、議案第5号1番は提案のとおり決定されました。

ここで、追加議案を提出いたします。追加議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。（議案書配付）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

牧田議長 　報告第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について」を議題とします。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●委員の退席を求めます。事務局より報告内容の説明を求めます。

事務局(原次長) 　報告第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について。農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。（報告第3号、番号1番について朗読・説明）

牧田議長 　次に、調整委員長から調整結果について報告願います。

福田委員長 　報告第3号1番の利用調整結果について報告いたします。現地調査、調整委員会をともに令和5年11月9日に開催し、当日の調整委員は私、福田と、土蔵委員、久常委員、地区の中野委員にアドバイスをお願いして行いました。記載の出し手が売買を希望している農地について調整を行った結果、A団地からE2団地まで記載の金額で受け手と調整を行ったと

ころ、A団地からD団地並びにE2団地は出し手受け手双方の合意により調整が成立しました。E1団地は受け手の合意が得られず不成立となりましたので、町長に農業公社への買入要請をします。

牧田議長 　ただ今、事務局並びに調整委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですので、報告第3号1番はこれで報告済みとします。

日程10

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

牧田議長 　議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。はじめに1番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(原次長) 　議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。(議案第6号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この提案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですのでお諮りします。議案第6号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　異議なしと認めます。したがって、議案第6号1番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。次に2番から4番について、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(原次長) 　(議案第6号、番号2番から4番について朗読・説明)

牧田議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この提案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第6号2番から4番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第6号2番から4番は提案のとおり決定されました。
日程11	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について
牧田議長	議案第7号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	議案第7号農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請をすることについて審議されたい。令和5年12月26日、本別町農業委員会会長。(議案第7号、番号1番について朗読・説明)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この提案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第7号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第7号1番は提案のとおり決定されました。
	以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変おつかれさまでした。(午後3時38分)

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 5 年 12 月 26 日

議 長 牧 田 安 史 ⑩

署名委員 門 前 清 隆 ⑩

署名委員 川 初 光 章 ⑩